

佐世保市中小企業販路開拓支援事業実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、佐世保市内の中小企業者等が新たな販路開拓を行う事業に対して、予算の定めるところにより必要な資金の一部を補助し、新たな販路開拓を円滑に進め、本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（ただし、大企業から2分の1以上の出資を受けている企業は除く。）
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める協同組合等
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に定める中小企業団体
- (4) 2以上の中小企業者が組織する任意団体
- (5) その他、市長が適当と認めるもの

2 この要綱において「新製品・技術」とは、補助を受けようとする開始年度より過去5年以内に自社で開発したもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国、県、市等からの助成を受けて開発されたもの
- (2) 市場において新規性があり、相当程度市場に受入れられると認められるもの
- (3) その他、市長が適当と認めるもの

3 この要綱において「主力製品・技術」とは、自社で開発後、5年を超えても新たな販路開拓を行う必要のあるものをいう。

（補助の対象）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新たな販路開拓を効果的におこなう事業で、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国内販路開拓事業
 - ①展示会等の開催又は展示会等へ出展する事業
 - ②販路開拓に関する調査及び専門家から指導を受ける事業
 - ③広告宣伝に関する事業
- (2) 海外販路開拓事業
 - ①ビジネスマッチング又は展示会等へ出展する事業
 - ②販路開拓に関する調査及び専門家から指導を受ける事業
 - ③広告宣伝に関する事業
- (3) その他、市長が適当と認める事業

2 補助対象内容、対象期間、補助対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の補助率及び補助限度額等)

第4条 補助事業に対する補助率は、事業費の2分の1以内とする。

2 前項の補助率による補助金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

3 補助事業に対する補助限度額等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業を実施しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)及び事業内容説明書(様式第1-2号)を別途市長が定める日までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、審査する際、必要であれば佐世保市中小企業新製品開発促進審査会の意見を聴くことができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)であって、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服がある者は、補助金の交付申請を取り下げることができ、補助金交付決定通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業者は、交付決定に係る補助事業の内容について次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく補助事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の補助事業変更承認申請書を受理したときはその内容を審査し、補助事業変更決定通知書(様式第4号)により、補助金交付決定額の変更又は取消し等の措置をとるものとする。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、この要綱の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意を持って補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途に使用してはならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに補助事業遅延報告書(様式第5号)を市長へ提出

し、その指示を受けなければならない。

（実績報告および状況報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から 14 日以内又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは補助事業の遂行状況について補助事業者に報告を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 7 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第 13 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付をうけようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令に違反したとき。
- (4) 役員等（補助事業者が個人である場合にはその者を、補助事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (5) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めその返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した機械等（以下「財産」という）については、補助事業が完了した後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内において、取得価格または増加価格が50万円以上の財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

3 市長は、補助事業者が前項の承認をした財産の処分をした事により収入があったときは、補助金に相当する額を限度としてその収入の全部又は一部を納付させる事ができるものとする。

(職員の立入り検査)

第18条 市長は、補助事業の実施状況及び補助金の収支等について関係職員に立入り調査をさせることができる。

(補助事業からの除外)

第19条 この要綱に基づき補助採択を受けた事業について、事業実施年度中に国、県等から補助金などの財政的支援を受けたと認められるときは、財政的支援の種類及び期間の重複を問わず、この要綱による補助事業の対象外とする。

2 補助事業者は、前項に規定する国、県等からの財政的支援を受けることとなったときは、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた事業者については、第16条及び第17条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 補助対象内容・対象期間等

補助事業		補助限度額（年間）		補助対象内容	対象期間	
国内販路 開拓事業	①展示会等の開催又は展示会等へ出展する事業	500千円	国内・海外両方に申請する場合の補助限度額	新製品・技術 主力製品・技術	2年	
	次の①②③を組み合わせる実施する事業 ①展示会等の開催又は展示会等へ出展する事業 ②販路開拓に関する調査及び専門家から指導を受ける事業 ③広告宣伝に関する事業	1,000千円		新製品・技術		
海外販路 開拓事業	①ビジネスマッチング又は展示会等へ出展する事業	500千円		1,000千円	国内での売上実績等がある、又は市場調査等により海外での販路開拓が見込まれるもの。	2年
	次の①②③を組み合わせる実施する事業 ①ビジネスマッチング又は展示会等へ出展する事業 ②販路開拓に関する調査及び専門家から指導を受ける事業 ③広告宣伝に関する事業	1,000千円		海外での新たな販路開拓を目的としたもの。		
要件	(1) 製品・技術の改良は対象外とする。 (2) 既存の製品・技術等との差別化が明確であり競争力が高いものを対象とする。 (3) 中長期的な販売計画を明確にすること。 (4) 飲食料品は主力製品に含まない。 (5) 開催する展示会等は、申請者が企業間の商取引につなげることを目的に主催・共催するものをいう。ただし、佐世保市が費用負担を行う展示会等は除く。 (6) 出展する展示会等は、申請者が企業間の商取引につなげることを目的に出展するもので、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、佐世保市が費用負担を行う展示会等は除く。 ① 国若しくは地方公共団体又は公的機関が主催、共催又は後援するもの ② 開催について広告やホームページ等で広く一般に周知され、かつ、出展予定企業数が100以上のもの (7) 対象期間は、同一製品・技術に対し、通算して2か年度を限度とする。 (8) 国内販路開拓事業の補助対象事業において、同一製品・技術で同一年度内に申請できるのは、表中の①のみの事業又は①②③を組み合わせる実施する事業のいずれかとする。 (9) 海外販路開拓事業の補助対象事業において、同一製品・技術で同一年度内に申請できるのは、表中の①のみの事業又は①②③を組み合わせる実施する事業のいずれかとする。					

2 対象者

3 補助対象経費

補助事業		補助対象経費
国内販路開拓事業	①展示会等の開催又は展示会等へ出展する事業	①旅費・宿泊費 ②アルバイト代 ③施設使用料 ④運搬費 ⑤広告宣伝費
	次の①②③を組み合わせ て実施する事業 ①展示会等の開催又は展 示会等へ出展する事業 ②販路開拓に関する調査 及び専門家から指導を受 ける事業 ③広告宣伝に関する事業	①謝金（専門家招聘） ②旅費・宿泊費 ③アルバイト代 ④施設使用料 ⑤運搬費 ⑥委託経費（テストマーケティング等） ⑦広告宣伝費 ⑧工業所有権導入及び品質表示に関する経費 ⑨事務費
海外販路開拓事業	①ビジネスマッチング又 は展示会等へ出展する事 業	①旅費・宿泊費 ②アルバイト代（通訳含む） ③施設使用料 ④運搬費 ⑤広告宣伝費（翻訳チラシ等作成）
	次の①②③を組み合わせ て実施する事業 ①ビジネスマッチング又 は展示会等へ出展する事 業 ②販路開拓に関する調査 及び専門家から指導を受 ける事業 ③広告宣伝に関する事業	①謝金（専門家招聘） ②旅費・宿泊費 ③アルバイト代（通訳含む） ④施設使用料 ⑤運搬費 ⑥委託経費（テストマーケティング等） ⑦広告宣伝費 ⑧工業所有権導入及び品質表示に関する経費 ⑨事務費

4 補助事業として採択された場合の補助金の交付対象となる期間は、要綱第6条に定める交付決定の日にかかわらず、申請書に記載された事業開始日（補助採択を受けて事業を実施しようとする年度（以下「事業実施年度」という。）の4月1日以後の日）から、事業完了日（事業実施年度の2月末日）までとする。